

# FTSE グローバル株式指数シリーズ ( FTSE Global Equity Index Series ) 運営に関する基本 ルール

バージョン 1.5 : 2004 年 7 月



# 目次

---

## セクション 1:基本ルール

- 1 序説**
  - 1.1 FTSE グローバル株式指数シリーズ について
  - 1.2 基本ルール
  - 1.3 指数の目的
  - 1.4 指数構築方法
  - 1.5 指数算出方法
  - 1.6 指数の地域と見直し
  - 1.7 FTSE グローバル分類システム
  
- 2 適格国基準**
  - 2.1 組み入れ基準
  - 2.2 新しい国の組み入れ
  - 2.3 国の分類変更基準
  - 2.4 国の削除、指数算出停止
  
- 3 適格銘柄基準**
  - 3.1 国籍原則
  - 3.2 組み入れられる証券のクラス
  - 3.3 適格な証券
  - 3.4 株式ユニット
  - 3.5 トラッキング・ストックの扱い
  
- 4 FTSE グローバル分類システム**
  - 4.1 分類構造
  - 4.2 分類の変更
  
- 5 アルゴリズムと算出方法**
  - 5.1 株価
  - 5.2 発行済株式
  - 5.3 算出の頻度
  - 5.4 アルゴリズム
  
- 6 構成銘柄の適格基準と定期見直し**
  - 6.1 国グループ
  - 6.2 指数の見直し
  - 6.3 見直しプロセス
  - 6.4 スクリーニング 1：規模
  - 6.5 スクリーニング 2：流動性
  - 6.6 スクリーニング 3：浮動株
  - 6.7 適格銘柄に適用される調整
  - 6.8 見直し実施のステップ
  - 6.9 指数の構成要素の決定
  - 6.10 迅速削除ルール
  
- 7 構成銘柄の変更**
  - 7.1 迅速組み入れレベルの定義
  - 7.2 見直し外での追加
  - 7.3 削除
  - 7.4 企業合併と買収
  - 7.5 売買停止
  - 7.6 停止された構成銘柄の再組み込み

# 目次

---

- 8 基本ルールの改正**
- 8.1 改正
- 8.2 例外
- 8.3 変更
- 8.4 委員会決定事項に対する不服申し立て

- 9 変更の発表**
- 9.1 構成銘柄の変更
- 9.2 ポリシーの変更
- 9.3 その他の発表
- 9.4 誤りの訂正ポリシー
- 9.5 再計算

## セクション 2: 管理責任と問合せ先情報

- 10 管理責任**
- 10.1 FTSE ポリシーグループ ( FTSE Policy Group )
- 10.2 FTSE 株式指数委員会 (FTSE Equity Indices Committee)
- 10.3 FTSE 地域委員会 (FTSE Regional Committees)
- 10.4 FTSE グローバル分類委員会 (FTSE Global Classification Committee)
- 10.5 委員会のメンバー
- 10.6 FTSE ポリシーグループ、FTSE 株式指数委員会、FTSE 地域委員会のセクレタリー
- 10.7 FTSE
- 10.8 基本ルールの位置付け

## 11 問合せ先

## セクション 3: 付録

- A FTSE グローバル株式指数シリーズの適格市場と取引高のデータソース
- B FTSE グローバル株式指数シリーズに含まれる証券クラス
- C 配当の取扱い
- D 外国為替レート
- E 算出に利用する終値
- F 国及び地域の指数
- G 組み入れまたは削除された国
- H 算出スケジュール
- J 見直しスケジュール
- K 株式ユニットの取扱い
- L トラッキング・ストックの扱い

# 序説 - 基本ルール 1

---

## 1 序説

### 1.1 FTSE グローバル株式指数シリーズについて

1.1.1 1987年に、FTSE 全世界指数シリーズ ( FTSE All-World Index Series <sup>TM/SM</sup> ) が開発され、2003年9月、FTSE グループはオファー商品の範囲を拡大するために、FTSE グローバル小型株指数と広域グローバル・ベンチマークを追加した。一貫性がありシームレスなユニバースを提供する目的で、単一の基本ルールが FTSE グローバル株式指数シリーズ ( 大型株、中型株、小型株 )、FTSE 全世界指数シリーズ ( 大型株、中型株 )、及び FTSE グローバル小型株指数に適用されている。これら 3 つの指数は FTSE インタナショナル株式会社の所有する指数である。本文書は、FTSE 株式指数委員会 ( FTSE Equity Indices Committee ) の承認に従い、指数の構成と運営に関する基本ルールを設定するものである。

### 1.2 基本ルール

1.2.1 本文書は、FTSE 株式指数委員会の承認に従い、FTSE グローバル株式指数シリーズの構成と運営に関する基本ルールを設定するものである。この指数は、1987年以來算出が実施されている FTSE 全世界指数 ( FTSE All-World Indices )、FT/S&P アクチュアリー世界指数 ( FT/S&P Actuaries World Indices ) に取って代るものであり、その指数の基盤を継承される。

1.2.2 これらの基本ルールのコピーは FTSE から入手可能である。( セクション 2 の「問合せ先」を参照 )

### 1.3 指数の目的

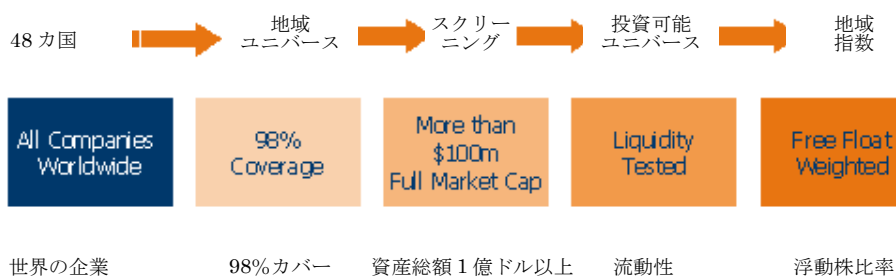
1.3.1 この指数作成の目的は、グローバル投資のために、市場のベンチマークとして使用できる高品質の指数を開発して管理することにある。以上のような目的を達成するために、指数シリーズは以下の項目を満たすよう構築されている。

- 包括的である
- 一貫性がある
- 柔軟性がある
- 正確である
- 投資可能である
- 透明性がある
- 予測可能である
- 市場代表性がある
- ユーザー志向である

### 1.4 指数構築方法

1.4.1 地域別調査における見直しプロセス

## 序説 - 基本ルール 1



1.4.2 すべての適格証券 (基本ルール 2.1.1 及び 3.3 にて定義) は、上図のように 3つの見直し方法、つまり時価総額、流動性、浮動株比率によりスクリーニングにかかる。詳細に関しては基本ルール 6 を参照。

### 1.4.3 指数の構成要素の決定

回転率を抑制する目的で、構成銘柄、非構成銘柄をバッファゾーンに従って、大型・中型・小型株指数に分類するための区分が決定される。指数構成の詳細に関しては、基本ルール 6 を参照。

	回転率	
	組み入れ適格銘柄	削除銘柄
大型株	68%*	72%*
中型株	86%*	92%*
小型株	97%*	99%*

\* 詳細に関しては基本ルール 6 を参照。

### 1.5 指数算出方法

- ベンチマークは、以下の水準で算出される。

グローバル  
地域別  
国別  
経済グループ  
産業セクター

- 配当なし・配当ありの双方の指数の算出 ( FTSE で入手可能な算出方法ガイド、セクションの「問合せ先」を参照 ) 全体がカスタマイズされた指数も入手可能。
- 大型、中型、小型株指数の算出 FTSE 全世界指数は大型及び中型株指数から構成される。FTSE グローバル小型株指数シリーズは、FTSE 全世界指数にシームレスに連結する小型株の指数を提供する。時価総額の大型・中型・小型の区分に関する詳細は、基本原則 6 を参照。

## 序説 - 基本ルール 1

---

- FTSE 全世界指数の選択指数の算出ならびに分類はリアルタイムベースで行なわれる。(付録 H 参照) 各指数の終値以外は、すべての算出に、ロイター・リアルタイム・クロス為替レートが使用される。これらの指数の終値算出においては、WM/ロイター・クロージング・スポット・レート™ の為替レートが使用される。これら指数の企業の資本異動は、メインの FTSE 全世界指数シリーズ内に適用されるプライスおよび為替レートを基盤にしている。
- すべての指数は、米国ドルと現地通貨で算出される。指数値はまた、ユーロ、英国ポンド、日本円でも表示される。
- 算出及び統計手順に関する技術的な詳細は、これらの基本ルールの付録、及び FTSE から入手可能な算出方法ガイドを参照。(「問合せ先」セクション 2 参照)

### 1.6 指数の地域と見直し

- 1.6.1 構成国は、見直しのために地域に分類される。(以下を参照) 各地域の見直しは、回転率の上昇を避け、グローバルなポートフォリオ構成を反映するために毎年 1 回行なわれる。指数見直しに関する詳細は、基本ルール 6 を参照。見直しスケジュールは以下の通りで、詳細は付録 J を参照。

見直し会合日程	見直し地域
3 月	日本を除くアジア太平洋
6 月	中南米 欧州 (エマージング) 中東・アフリカ
9 月	欧州 (先進国) 日本
12 月	北米

### 1.7 FTSE グローバル分類システム ( FTSE Global Classification System )

- 1.7.1 FTSE グローバル株式指数シリーズの構成銘柄は以下に分類される。

- 経済グループ
- 産業セクター
- 産業サブ・セクター

- 1.7.2 分類システムにより、企業は事業内容の最も近いサブ・セクターに分類される。企業の活動内容は、各事業エリアの利益全体に占める比率を検討して決定される。FTSE グローバル分類システムの詳細については、「問合せ先」セクション 2、あるいは [www.ftse.com](http://www.ftse.com) を参照。

## 適格国基準 - 基本ルール 2

### 2.1 組み入れ基準

2.1.1 TFTSE 全世界指数シリーズあるいは FTSE グローバル小型株式指数シリーズへの国の組み入れに際し、下記の基準が満たされなくてはならない。

- 自国民以外の直接投資が許可されている
- 正確かつ適時にデータが入手可能である
- 株式および配当の適時の本国送還を妨げるような通貨管理がない
- 構成国株式市場に対しては国際的投資家が一定の関心を示す
- 適度の流動性がある

2.1.2 先進国、準先進国、エマージングのそれぞれのカテゴリーへの分類は、以下のファクターに基づいて行う

第1ファクター	第2ファクター
<ul style="list-style-type: none"><li>• データの質：入手の容易性、適時性</li><li>• 自由な為替取引</li><li>• (一人当たり) GDP</li><li>• 市場の広さ：適格証券数</li><li>• 市場の深さ：産業セクター数</li><li>• 信頼できる価格情報</li><li>• 株式市場時価総額 対 GDP</li><li>• 外国人投資に対して制限が緩い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 効率的な決済システム</li><li>• 流動性 - 株式市場売買回転率の最低値</li><li>• 市場の成熟度</li><li>• 経済グループや共通通貨ブロックのメンバー</li><li>• 株式市場総時価総額</li></ul>

### 2.2 新しい国の組入れ

2.2.1 FTSE 地域委員会および FTSE 株式指数委員会が基本ルールに則って承認する国は、事前の発表後であれば随時指数構成国に追加される。

2.2.2 新しい地域指数は、事前の発表の後随時追加される。

2.2.3 FTSE グローバル株式指数シリーズで現在適格とされる国と市場は付録 A に示されている。

2.2.4 現在、FTSE グローバル株式指数シリーズのために計算されている、国別・地域別指数は付録 F に示されている。

### 2.3 国の分類変更基準

2.3.1 FTSE 地域委員会は、指数構成国が先進国、準先進国、またはエマージングのどこに分類されるかを定期的に見直しする。

## 適格国基準 - 基本ルール 2

---

2.3.2 2.1.2 の基本ルールに従い、構成国の分類は、先進国、準先進国、またはエマージングの間で変更される。FTSE 株式指数委員会は、昇格または降格の対象としてモニターされている国のリストを公表し、変更がある場合は通常最低 3 ヶ月前に通知する。

### 2.4 国の削除、指数算出停止

2.4.1 構成国が基本ルール 2.1.1 で定められている適格基準を一つ以上満たさなくなった場合、FTSE 地域委員会での検討後、FTSE 株式指数員会で承認されれば、構成国の削除あるいは関連するすべての指数の算出停止が行われる。

## 適格銘柄基準 - 基本ルール 3

---

### 3.1 国籍原則

- 3.1.1 原則として、株式はその企業が法律上株式会社として認識されている国に分類される。
- 3.1.2 企業が株式会社として認識されている国において株式が上場され、主要な取引が行われている場合は、株式はその国に属する。
- 3.1.3 3.1.2 にある基準が満たされない場合で、株式の上場、売買、株式保有が明らかに会社設立国以外で顕著な場合、FTSE 地域委員会は例外を認めることがある。
- 3.1.4 公開企業は、全ての FTSE 指数において一つの国に割り当てられる。
- 3.1.5 国籍原則に関する詳細は、算出方法ガイドを参照。(セクション 2 の「問合せ先」参照)

### 3.2 組み入れられる証券のクラス

- 3.2.1 各国に組み入れられる証券のクラスは定期的に見直される。(付録 B 参照)

### 3.3 適格な証券

#### A) 組み入れられる企業

大半の証券は適格とされる。適格な証券の完全なリストは 付録 B を参照。株式保有やその他の投資を事業として行っている企業は適格とされる。

#### B) 組み入れられない会社

上場投信 (ETF) や株価が保有証券の価値を直接反映する企業 (例; 投資信託) は除外される。

#### C) 組み入れられる証券

証券取引所または承認された市場に上場している証券は適格とされる。

すべての適格市場における時価総額により、各地域上位 98% のすべての企業は、FTSE 全世界指数シリーズあるいは FTSE グローバル小型株式指数シリーズに選択される。時価総額の大型・中型・小型の区分に関する詳細は、基本原則 6 を参照。地域のリストならびにその構成国のリストは付録 A を参照。

#### D) 除外される証券

転換の優先株式およびローンストックは、転換されるまでは除外される。

企業が適格クラスのすべての株式をリストしていない場合、あるいはすべてのクラスをリストしていない場合、リストされていない株式は指数には適格ではないが、見直しユニバースに組み入れることができる。

### 3.4 株式ユニット

- 3.4.1 指数内の株式ユニットの取扱いに関しては付録 K を参照。

北京・フランクフルト・ホンコン・ロンドン・マドリッド・ニューヨーク・パリ・サンフランシスコ・東京

## 適格銘柄基準 - 基本ルール 3

---

### 3.5 **トラッキング・ストックの扱い**

3.5.1 指数内のトラッキング・ストックの取扱いに関しては付録 K を参照。

# FTSE グローバル分類システム ( Global Classification System ) - 基本ルール 4

---

## 4.1 分類構造

4.1.1 FTSE 全世界指数の構成銘柄は、FTSE グローバル分類システムにより、経済グループからセクター、サブ・セクターへと分類される。

4.1.2 FTSE グローバル分類システムの詳細は FTSE から入手可能である。( セクション 2 の「問合せ先」参照 )。また、また FTSE のウェブサイト ( [www.ftse.com](http://www.ftse.com) ) でも公表されている。

## 4.2 分類の変更

4.2.1 企業の FTSE 全世界指数の分類変更については、FTSE グローバル分類委員会からアドバイスを受ける。

4.2.2 構成銘柄が、以下のような状況の場合:

- 合併
- リストラ
- 複雑な買収の対象となり、その結果、構成銘柄全体あるいは一部が他社に吸収  
その構成銘柄の産業セクター分類は FTSE グローバル分類委員会によって見直される。

4.2.3 基本ルール 4.2.2 沿った企業分類の変更によって生じる調整は、該当指数構成銘柄の変更が実施されるのと同様に行われる。

4.2.4 企業の産業分類の定期的な変更は、FTSE グローバル分類委員会により承認され発表される。このような変更は、FTSE グローバル分類システム管理の基本ルールに従い、毎月あるいは、3月、6月、9月、12月の第3金曜日指数算出終了後、実施される。

## アルゴリズムと算出方法 - 基本ルール 5

---

### 5.1 株価

- 5.1.1 FTSE グローバル株式指数シリーズは、付録 E に詳細に記述してあるように、現地の証券取引所で値付けされている銘柄に関しては入手可能であれば、実際の終値が最終取引価格を使用する。
- 5.1.2 ロイターズ・リアルタイム為替レートが指数算出に用いられ、リアルタイムで普及される。その日の最終の指数計算に使用される為替レートは、WM/ロイター クロージング・スポット・レート™が用いられ、ロンドン時間で 16 時のものである（付録 D 参照）。

### 5.2 発行済株式

- 5.2.1 ウエイトの些細な変更が数多く出ることを防ぐため、FTSE 全世界指数の算出に用いる構成銘柄の発行済株式数は最も近い数値という認識で用いられる。また株数の変更は、少なくとも 1% 以上の増減があった場合のみ行われる。変更は年に 4 回 3 月、6 月、9 月、12 月の第 3 金曜日指数算出終了後、実施される。（5.2.2 及び 5.2.3 が適用される）
- 5.2.2 企業の資本異動が、発行済み株数の変更がある指数構成銘柄に適用される場合は、株数の変更は、企業の資本異動と同時にこなされる。
- 5.2.3 発行済み株数の累積変更が 10% に達し、それを超えた場合、あるいは累積変更が企業の時価総額で 20 億米ドルに達した場合、四半期の間に実施される。指数利用者のために少なくとも 4 日の予告期間を必要とする。WM/ロイター・スポットレートを使用し、時価総額を米ドルに換算する。しきい値の 20 億米ドルは、必要に応じて毎年 12 月に、FTSE 株式指数委員会により調整される。調整が行なわれた場合、翌年の 3 月の見直し時に適用される。
- 5.2.4 上記調整の例外は、地域委員会の委員長の同意が必要となり、実施前に事前にユーザーに対して通告される。
- 5.2.5 すべての調整は、市場の状況が許す限り、該当日の算出開始前に行なわれる。

### 5.3 算出の頻度

- 5.3.1 FTSE グローバル株式指数シリーズの算出スケジュールに関しては、付録 H を参照。

### 5.4 アルゴリズム

- 5.4.1 FTSE グローバル株式指数は連鎖パーシェ式計算法を用いて算出される。
- 5.4.2 FTSE グローバル株式指数シリーズのパフォーマンスは、以下の項目間のパーセンテージとして算出する。
- 該当日の取引終了時の指数の時価総額
  - 該当日の取引開始時の時価総額
- 後者は前日の取引終了時の数値を、資本異動、投資可能ウエイトの変更、構成銘柄の組入れと削除などを考慮し調整したものである。

## アルゴリズムと算出方法 - 基本ルール 5

---

- 5.4.3 FTSE グローバル株式指数のパフォーマンスが投資家の実際の状況を反映するように、資本異動の度に調整が行われる。算出方法ガイド ( FTSE から入手可能、セクション 2 を参照 ) では、統計的な手法と指数シリーズの集計に使用されている計算アルゴリズムのについて説明されている。

## 構成銘柄の適格基準と定期見直し- 基本ルール 6

---

### 6.1 国グループ

6.1.1 構成国は以下の地域に分類され、地域ごとに投資可能なユニバースを形成する。

- 日本を除くアジア太平洋
- 欧州 (先進国)
- 欧州 (エマージング)
- 日本
- 中南米
- 中東・アフリカ
- 北米

先進国エマージング市場は、基本ルール 6 と 7 に関してはエマージングとして取扱う各地域内の適格市場に関しては付録 A を参照。

### 6.2 指数の見直し

6.2.1 すべての構成国は地域別に、地域ベースで年に 1 度見直される。見直しのスケジュールについては、付録 J を参照。

6.2.2 見直しプロセスは、回転率の上昇を最低限に抑えることを目的とする。

6.2.3 見直しの結果得られた指数シリーズの変更の公表のタイミングに関しては、基本ルール 9.1.2 を参照。

### 6.3 見直しプロセス

6.3.1 基本ルール 2.1.1 及び 3.3 を満たす全企業を選別するこれが地域ユニバースである。

6.3.2 全市場時価総額の降順ランク付けの場合、時価総額により最低の 2 % の企業を除外する。

6.3.3 適格な証券は以下の 3 つのスクリーニングで選抜される。残存の証券が指数ユニバースを形成する。

### 6.4 スクリーニング 1 : 規模

時価総額が米ドルで 1 億ドル以上の企業 (見直しにそのデータ考慮された時点で) のみが、指数に組み入れられる。詳細は、算出方法ガイドを参照。(セクション 2 の「問合せ先」参照)

### 6.5 スクリーニング 2 : 流動性

A 投資可能ウエイト (基本ルール 6.7.1 参照) 調整後で、見直し前 12 ヶ月のうち 10 ヶ月間、発行済株式数の最低 0.5% 以上の売買回転率がない銘柄は、指数シリーズの構成銘柄として適格ではない。

## 構成銘柄の適格基準と定期見直し- 基本ルール 6

---

投資可能ウエイト調整後で、見直し前 12 ヶ月の内 4 ヶ月間、毎月、発行株式の最低 0.5% 以上の売買回転率がない既存の構成銘柄は、削除される。

- B 国の見直しの結果としてではなく指数シリーズに追加される銘柄は、指数への組込み前の 12 ヶ月の内 10 ヶ月間、投資可能ウエイト調整後、発行済株式数の最低 0.5% 以上の売買回転率を維持しなくてはならない。
- C 国の定期見直し時に上場以来 12 ヶ月に満たない新規銘柄は、投資可能ウエイト調整後、上場以来毎月、発行済株式数の最低 0.5% 以上の売買回転率を維持していなくてはならない。ただしこれは即時加入ルール（基本ルール 7.1 参照）により追加された新規銘柄には適用されない。
- D 流動性を審査する際、データは構成銘柄が FTSE によって分類されている国の主要上場市場から入手する。構成銘柄がこの時点で流動性スクリーニング上適格とされなかった場合、他の市場（ADR 及び GDR を含む）からのデータや、本ルールのために集計された出来高も審査される。他の市場からの出来高は通常考慮されないが、流動性の大半が、企業が分類されている国での銘柄取引に対応する場合はその限りではない。他の市場からの流動性を考慮の対象として組み入れるかどうかの判断において、地域委員会は、通貨リスク及びタイムゾーンの相違などを考慮に入れる。
- E 例外的な市場状況により、出来高が非常に低い場合、関係する地域委員会は、指数の回転率の大幅な上昇を避けるために上記パーセンテージ値を低減できる。この自由裁量は市場全体に行使されるのみで適用はされない。

### 6.6 スクリーニング 3：浮動株

- A 浮動株の比率が 5% を下回る銘柄は、指数には適格ではない。
- B 浮動株比率が 5% より大きく 15% 以下の銘柄は、投資可能ウエイトの適用前の時価総額が 50 億米ドルを超えていれば、構成銘柄に組入れられる。
- C もし銘柄の国籍がエマージング国の場合は、しきい値レベルは 25 億米ドルが適用される。
- D なお実際の浮動株比率は整数に繰り上げられる。浮動株比率計算に関する詳細は、基本ルール 6.7.1 を参照。

### 6.7 適格銘柄に適用される調整

適格銘柄は、浮動株比率と複数ラインに関して調整の適用を受ける場合がある。以下を参照。

#### 6.7.1 浮動株比率

FTSE グローバル株式指数シリーズは、浮動株、株式持ち合い、外国人保有制限を考慮し調整される。

## 構成銘柄の適格基準と定期見直し- 基本ルール 6

---

**A. 浮動株調整には以下の項目が含まれる。**

- 指数構成銘柄に対する取引投資で、他の構成銘柄（すなわち株式持合い）、非構成銘柄その他によるもの
- 創業者、その家族、取締役による長期的な保有
- 従業員持ち株制度（規制があれば）
- 政府による保有
- 外国人保有制限
- ロックイン条項に準じた、条項期間内のポートフォリオ投資

**B. 以下の項目は浮動株調整に含まれない。**

- ポートフォリオ投資
- 上記の 6.7.1 で定義された浮動株調整がない場合のノミニー保有（ADR 及び GDR サポートするものも含む）
- 投資会社による保有

## 構成銘柄の適格基準と定期見直し- 基本ルール 6

---

### C. 初期ウエイトのバンド

浮動株調整は入手可能な公開された情報を基に算出される。最初の指数構成銘柄のウエイトには、下記のバンドが適用される。

a) 浮動株比率が 15% 以下	= 基本ルール 6.6 参照
b) 浮動株比率が 15% より大きく、20% 以下	= 20%
c) 浮動株比率が 20% より大きく、30% 以下	= 30%
d) 浮動株比率が 30% より大きく、40% 以下	= 40%
e) 浮動株比率が 40% より大きく、50% 以下	= 50%
e) 浮動株比率が 50% より大きく、75% 以下	= 75%
f) 浮動株比率が 75% より大きい	= 100%

### D. 浮動株比率の変更

FTSE 世界指数における浮動株比率は定期的に見直される。これらの見直しは、FTSE 地域委員会による国の定期見直しと同時に行われ、変更の実施は、3月、6月、9月、12月の第3金曜日の営業終了後に実施される。

構成銘柄の浮動株比率は、必要に応じて企業イベント後に見直され、調整される。

- 浮動株比率ウエイトの変更を要する情報認識することにより行なわれる。算出方法ガイド、セクション2「問合せ先」を参照。
- 企業イベントに従って行なわれる。

### E. 企業イベントと資本異動

企業イベントが指数に影響を与える資本異動を含む場合は、浮動株の変更は資本異動と同時に実施される。資本異動がない場合は、下記の基本ルール 6.7.1 F に従って、企業イベント後、できるだけ早く浮動株比率の変更が行われる。

### F. 比率のしきい値

最初の浮動株調整適用後、構成銘柄の浮動株比率に変更がある場合は、実際の変更が上のバンドの最低より5%ポイント上回るか、下のバンドの最高より5%ポイント下回る場合のみ再調整される。

なおこのしきい値は、変更が20%から50%のバンドで10%ポイント以上に、50%から100%のバンドで25%ポイント以上の場合には適用されない。

また 6.7.1 C のような場合にも適用されない。

## 構成銘柄の適格基準と定期見直し- 基本ルール 6

---

### G. 外国人保有

外国人保有制限がある場合は、浮動株調整を算出した後、6.7.1 に記述されているバンドが適用される前に適用される。外国人保有制限が浮動株調整より制約的な場合、正確な外国人保有制限が適用される。

また外国人保有制限が浮動株調整より制約的ではないかあるいは同等ならば、基本ルール 6.7.1 C にしたがって、浮動株調整が適用される。

### 6.7.2 複数ライン

企業の株式に複数のラインがあり、以下の条件を満たす場合は全てのラインが組入れられ、価格は個々につけられる。

- ラインが全ての投資可能性スクリーニングをパスしている。(基本ルール 6.3–6.6 参照)
- セカンダリーラインの総時価総額(投資可能ウエイト適用前)がメインラインの総時価総額の 25%以上あること。なお既に組入れられているセカンダリーラインの時価総額の比率が、次の見直しでメインラインの 20%を下回った場合は削除される。
- 部分払いの株式クラスでも将来の特定日に残額が支払われることがわかっていれば、全額払いの株式ベースで価格付けされる。「永久部分払い」として認識されているものは、部分払いの株式ベースで価格付けされる。

### 6.8 見直し実施のステップ

- 基本ルール 2.1.1 および 3.3 を考慮に入れて、各地域の 100%ユニバースを定義する。
- 企業を時価総額(株価×発行済株式数)で評価し、セカンダリー・ラインを合計し、これらを総計した価値で企業(銘柄ではなく)をランキングする。見直しプロセス中、企業の適格銘柄のすべては合計されたままで、各々の銘柄としてではなく企業全体として、大型、中型、小型株式に割り当てられる。
- ユニバースの総時価総額を、基本ルール 2.1.1 及び 3.3 を満足する地域の全株式の時価総額を合計して算出する  
これが地域ユニバースである。
- 全市場時価総額の降順ランク付けの場合、時価総額により最低の 2%の企業を削除する。  
これが指数ユニバースである。
- スクリーニング 1 : 規模を適用する。(基本ルール 6.4 参照)

## 構成銘柄の適格基準と定期見直し- 基本ルール 6

---

- 残り株式のすべての適格ラインに対してスクリーニング 2 : 流動性を適用する (基本ルール 6.5 参照) 浮動株比率バンドを適用後、ウエイト調整をベースに流動性を測定する。
- スクリーニング 3 : 浮動株を適用する。(基本ルール 6.6 参照)
- 複数ラインのルールを適用して、適合しないすべてのセカンダリーラインを削除する。
- 投資可能性ウエイトを、浮動株比率のルール (基本ルール 6.7.1) に従ってすべての企業に割当てする。同じ投資可能性ウエイトが、その企業のすべてのラインに適用される。ただし、銘柄の特定のデータが入手可能な場合はその限りではない。

### 6.9 指数の構成要素の決定

**現在、FTSE 全世界指数シリーズあるいは FTSE グローバル小型株指数シリーズに組み入れられていない企業**

- 基本ルール 6.8 に説明のランキングで指数ユニバースの 68%以上の企業は、見直し地域の大型株式に組み入れられる。
- 68%未満にランクされるが、時価総額で指数ユニバースの上位 86%内の企業は、見直し地域の中型株式に組み入れられる。
- 時価総額で指数ユニバースの上位 86%に達しない企業で、地域ユニバースの上位 97%内の企業、ならびに
- 総時価総額が 1 億米ドルあるいはそれ以上の企業は、見直し中の地域の小型株に組み入れられる。

**現在の、FTSE 全世界指数シリーズあるいは FTSE グローバル小型株指数シリーズに組み入れられている構成銘柄**

- **既存の大型株構成銘柄は**、セクション 6.8 記載のランキングで上位 72%内に入る場合は大型株指数に留まる。もし指数ユニバースの 72% ~ 92% に位置する場合は、中型株に移動する。もし、指数ユニバースの 92%未満だが、地域ユニバースの上位 99%内に位置する場合は、小型株に移動する。もち地域ユニバースの 99%に達しない場合、あるいは時価総額が 7500 万米ドルに達しない場合は、指数から除外される。

## 構成銘柄の適格基準と定期見直し- 基本ルール 6

---

- **既存の中型株構成銘柄は**、セクション 6.8 記載のランキングで上位 68%内に入る場合は大型株指数に移動する。もし指数ユニバースの 68% ~ 92% に位置する場合は、中型株に留まる。もし、指数ユニバースの 92%未満だが、地域ユニバースの上位 99%内に位置する場合は、小型株に移動する。もし地域ユニバースの 99%に達しない場合、あるいは時価総額が 7500 万米ドルに達しない場合は、指数から除外される。
- **既存の小型株構成銘柄は**、セクション 6.8 記載のランキングで上位 68%内に入る場合は大型株指数に移動する。もし指数ユニバースの 68% ~ 86% に位置する場合は、中型株に移動する。もし、指数ユニバースの 86%未満だが、地域ユニバースの上位 99%内に位置する場合は、小型株に留まる。もし地域ユニバースの 99%に達しない場合、あるいは時価総額が 7500 万米ドルに達しない場合は、指数から除外される。

6.9.1 上記セクション 6.9 及び下記セクション 7.2 及び 7.3 により 1 億米ドルおよび 7500 万米ドルのカットオフは、毎年、FTSE 株式指数委員会により調整される。調整が行なわれた場合、翌年の 3 月の見直し時に適用される。時価総額限度に対するすべての調整は、カットオフを市場トレンドと一致させることを目的とする。

### 6.10 即時削除ルール

見直しを受けないその他のすべての地域の既存銘柄は、四半期ベースで、以下のいずれかの項目に対応しないかをテストする。

1. 構成銘柄が、総時価総額で 7500 万米ドル未満になり、それが 2 回の四半期連続している。この評価は、2 月 11 日、5 月 11 日、8 月 11 日、11 月 11 日のデータを使用して実施される。  
または
2. 構成銘柄が、総時価総額で、地域ユニバースの 99%に達しない、その状態が 2 回の四半期連続している。このレベルは、関連地域のその前の見直し時に決定され、指数調整は 2 月 11 日、5 月 11 日、8 月 11 日 11 月 11 日の適切なデータを使用して行い、その直前の見直し以来の地域指数のパフォーマンスの変更を反映するようにする。

時価総額がパラメーターのいずれかを下回った構成銘柄は、非適格とみなされ指数から削除される。削除は、3 月、6 月、9 月、12 月の第 3 金曜日に続く最初の取引日に適用される。

## 構成銘柄の変更 - 基本ルール 7

---

### 7.1 即時組み入れレベルの定義

#### 7.1.1 先進市場の場合:

属する地域の指数ユニバースの時価総額で上位 68% 内に入る最小企業の総時価総額の 2 倍で、これは基本ルール 6.8 によりランクされている場合。

#### 7.1.2 準先進国とエマージング国市場の場合:

属する地域の指数ユニバースの時価総額で上位 68% 内に入る最小企業の総時価総額、これは基本ルール 6.8 によりランクされている場合。

#### 7.1.3 各地域の迅速組み入れレベルは見直し時に決定され、FTSE により公表される。四半期ごとに、即時組み入れレベルは、FTSE グローバル株式指数シリーズ全体での地域のパフォーマンスを考慮して調整され、更新されたデータを FTSE が公表する。

### 7.2 定期見直し外での追加

#### 7.2.1 構成銘柄見直しの際、下記のような状況であれば、既存国の構成銘柄リストに追加組入れがある。

- A 新規の銘柄の総時価総額（投資可能性ウエイトの適用前）が、その地域の迅速組み入れレベルを越えて、適格証券となった場合（基本ルール 7.1）新規銘柄の指数への追加はルール 6.7.1 に従い、取引初日の取引終了後に実施される。
- B 指数への即時追加が認められなかった銘柄については FTSE 地域委員会の次の定期見直しにおいて再度検討される。しかし、その場合、最も最近の時価総額が以下の条件を満たしていることが必要である。
  - 即時組み入れレベルと同等あるいはそれ以上
  - かつ、基本ルール 6.4 – 6.6 を満足する。
- C 新規の適格証券の浮動株がすべて上場時にすぐに民間株主に受け渡される（「相互分離化」（demutualisation）と呼ぶ）銘柄の追加組入れは、取引が開始されてから一ヶ月後、その時点で取引の十分な流動性（ルール 6.5 で定義）があることを FTSE 地域委員会が認めた場合に行われる。
- D 構成銘柄が既存の株主に対して新株を発行することにより企業を 2 つ以上に分割する場合、分割された各企業が以下の条件においても適格であれば、FTSE グローバル株式指数の構成銘柄となる。
  - 時価総額が 7500 万米ドルを超える

## 構成銘柄の変更 - 基本ルール 7

---

- 地域ユニバースの上位 99% に入る各地域の 99% レベルは見直し時に決定され、FTSE により公表される。四半期ごとに、99% レベルは、FTSE グローバル株式指数シリーズ全体での地域のパフォーマンスを考慮して調整され、更新されたデータを FTSE が公表する。

E. 投資可能ファクターの変更により、組入れに必要な総ての条件を満たす場合

### 7.3 削除

7.3.1 以下のような場合、既存構成銘柄はリストから削除される。

- 構成銘柄が、時価総額で地域ユニバースの 99%以下に落ちたか、あるいは総時価総額で、いかなるスクリーニング前の価値で 7500 万米ドル以下になった場合 (基本ルール 6.4 – 6.9 参照)

7.3.2 構成銘柄は、下記のような状況であれば、既存国の構成銘柄リストから削除される。

- スクリーニングで定義されているように、投資可能性の状況に明らかな変更があった場合、あるいは、いずれかの選別基準によって見直しが行われることになれば不適格となる銘柄が出てきた場合。FTSE 地域委員会での検討後に削除が行われる。
- 構成銘柄が上場廃止、破産、支払い不能、および倒産となった場合。

#### 削除の有効日

- 既存の構成銘柄の現金や不適格な証券が買収されたり、自国あるいは他国の非上場企業に買収された場合は、その構成銘柄は買収された日に削除される。

#### 確認後の削除

- 買収受諾レベルが最低の 75%になった旨の確認が得られ、入札企業 (該当する場合) の新規株式が上場されたということが確認された場合 (ただし、UK 指数の構成銘柄については、全く無条件での買収受諾)、構成銘柄は指数より削除される。

#### 再組み込み考慮

- 削除されたものの取引が続けられている銘柄は、基本ルール 6.4 – 6.6 の条件を満たし、次回の国の定期見直しが行われる日程と削除された日の間が最低 6 ヶ月以上の場合、その見直しの際、指数への再組み込みが検討される。

## 構成銘柄の変更 - 基本ルール 7

---

### 7.4 企業合併と買収

#### 7.4.1 構成銘柄間の合併

7.4.2 既存の構成銘柄の適格株式（または適格株式とキャッシュの組合せ）が、自国あるいは他国の構成銘柄に買収された場合、既存の構成銘柄は買収された日に削除される。なお、買収により拡大された企業は FTSE グローバル株式指数シリーズ構成銘柄として残る。

#### 7.4.3 構成銘柄と非構成銘柄間の合併

- 同一の国内の場合

既存の構成銘柄の適格株式（または適格株式とキャッシュの組合せ）が、同国の上場非構成銘柄に買収された場合、他のすべての条件を満たすならば（6.4 – 6.6 を参照）、買収を行った企業は取得日に FTSE グローバル株式指数シリーズに追加される。なお、買収された銘柄は同日に指数から削除される。

- クロスボーダーの場合

既存の構成銘柄の適格株式（または適格株式とキャッシュ組合せ）が、他国の上場非構成銘柄に買収された場合、FTSE 地域委員会は、基本ルール 2.1.1、3 及び 6.4 – 6.6 の条件に適しているかにより、買収を行った企業を取得日にその国の市場で組み入れることを検討する。なお、買収された銘柄は同日に指数から削除される。

### 7.5 売買停止

7.5.1 売買停止となった構成銘柄は、停止時の価格で、10 営業日の間、構成銘柄として留まる。その間、FTSE のアドバイスを受け、関連の地域委員会の委員長あるいはその副委員長（あるいはその代理）が、構成銘柄を即時に、停止時の価格あるいはゼロ価値で削除することができる。

7.5.2 売買停止が 10 日間を越える場合（そして構成銘柄削除の決定がなされなかった場合）、ゼロ価値で、またそれ以外は売買停止の価格で削除される。売買停止が、構成銘柄にとって致命的ではない場合、地域委員会の委員長、副委員長（あるいは代理）の同意を得て、保留あるいは停止時の価格での削除の判断が行なわれる。

### 7.6 停止された構成銘柄の再組み込み

7.6.1 再組み込みされる銘柄が、指数構成の最小銘柄より大きい場合、削除された時の価格で再度組み込まれる。回復は、再度組み込みが行なわれた日の取引終了後に行なわれる。

7.6.2 ゼロ以外の価格（通常は売買停止価格）で取引が停止になり削除された銘柄が、その後上場廃止され無価値とみなす場合、株価の下落が指数に反映されるよう、上場廃止日の指数の算出に入れられる。

7.6.3 この場合、株式は売買停止価格で組入れられ、その日の株価は終値も含めゼロになる。

## 構成銘柄の変更 - 基本ルール 7

---

- 7.6.4 もし銘柄が、1年を超える売買停止後に再度上場された場合、関連の地域委員会は、指数適格性に関して新しい案件として取り扱う権利を保留する。

## 基本ルールの改正 - 基本ルール 8

---

### 8.1 改正

8.1.1 基本ルールの変更および例外設定は FTSE 株式指数委員会によってのみ承認される。FTSE 地域委員会あるいは FTSE グローバル株式指数シリーズの運営・管理に携わるものが基本ルールに例外を設定する必要があると判断した場合、その件は通常 FTSE 株式指数委員会で審議案を提出する委員長か副委員長（あるいはその代理）に報告されなくてはならない。

### 8.1.2 緊急の場合

ただし緊急の場合、委員長、副委員長（あるいは彼等の代理）は FTSE 株式指数委員会を代表して例外を承認するものの、直ぐに通知を行い、その後の委員会の会合で承認事項について説明を行う。

### 8.2 例外

8.2.1 基本ルール 8.1 に従って例外が認められた場合でも、それは FTSE 株式指数委員会、あるいは FTSE 地域委員会の今後の決定に影響を与える先例とはならない。

### 8.3 変更

8.3.1 基本ルールの大幅な変更は、FTSE 株式指数委員会の四半期ごとの会合での承認後に発表されるものの、一般の指数利用者や市場のコメントを考慮に入れるため、次の四半期会合で確認されるまで実施されない。

### 8.4 委員会決定事項に対する不服申し立て

8.4.1 構成銘柄または構成銘柄候補の企業（または企業の代理となっている証券会社やアドバイザー）は FTSE 委員会の決定に対し、以下の 2 つの条件を満たす場合、不服を申し立てることができる。

- 委員会が FTSE グローバル株式指数シリーズ管理の基本ルールに従わずに行動した場合
- 委員会が、確固とした重要な事実を検討せずに結論を出した場合

*なおこの事実の定義は、もし検討されていたら委員会の決定に影響を与えたであろう事実とされる。*

8.4.2 不服の申し立て要求は FTSE 委員会のセクレタリーに対し文書で行われ、申し立てに値する出来事の発生から 6 ヶ月以内に受理されなくてはならない。

## 変更の発表 - 基本ルール 9

---

### 9.1 構成銘柄の変更

- 9.1.1 既存の指数構成銘柄と関係ない適格な構成銘柄を新規に追加する場合、あるいは既存の構成銘柄の投資可能ウエイトに関する変更は、指数シリーズに組み入れる前になるべく早急に発表されるものの、発表は、対象となる銘柄の上場日の確定や投資可能性スクリーニングの実施に左右される可能性がある。
- 9.1.2 四半期ごとの変更は、変更を決定する FTSE 地域委員会定期会合後の翌日営業終了後発表され、変更が実施される前に十分に指数に関する情報をユーザーが得られるようにする。
- 9.1.3 あらゆる四半期の変更の実施は、3月、6月、9月、12月の第3金曜日の営業終了後に実施される。これらの FTSE 地域委員会の会合スケジュール詳細のコピーは FTSE から入手可能である。(セクション2の「問合せ先」を参照)
- 9.1.4 それぞれの国の市場内での指数計算の終了後における発表は、通常、翌営業日に行なわれる。

### 9.2 ポリシーの変更

- 9.2.1 ポリシーの変更に関しては、FTSE 株式指数委員会はその実施前に適切なメディアを通して FTSE 全世界指数シリーズのユーザーに通知する。

### 9.3 その他の発表

- 9.3.1 FTSE 株式指数委員会が、FTSE 全世界指数シリーズ及び/あるいは FTSE グローバル小型株指数シリーズのユーザーにとって非常に重大な問題として考慮したものの変更は行わないと判断した場合、その問題に関しては、適切なメディアを通して審議の内容がユーザーに公表される。

### 9.4 誤りの訂正ポリシー

- 9.4.1 信頼性の高いデータソースを用い、統計面、運営面で最善の手法を採用することにより、FTSE グローバル株式指数シリーズの正確度、完成度を最高水準に保つことを目的とする。
- 9.4.2 データ上または計算過程上で誤りが発生した場合、これらは早急に訂正され、FTSE グローバル株式指数シリーズのユーザーに、適切なメディアを通して報告される。ただし FTSE と FTSE 株式指数委員会は、指数に実質的に影響を及ぼさない程度の数値の誤りについて頻繁に訂正報告を行うことは、ユーザーの信頼を損なうリスクがあることにも配慮する。

### 9.5 再計算

- 9.5.1 FTSE グローバル株式指数シリーズは、重大な誤りや歪みが生じた場合は必ず再計算され、このことは指数のユーザーに適切なメディアを通して報告される。
- 9.5.2 訂正された計算結果は FTSE より入手可能である。

## セクション 2:管理責任と問合せ先情報

### 管理責任 – 基本ルール 10

---

#### 10.1 FTSE ポリシーグループ ( FTSE Policy Group )

10.1.1 FTSE 指数ユーザーの代表からなる FTSE ポリシーグループは、FTSE により独立した委員会として設立されている。FTSE ポリシーグループは重要なポリシーの決定に責任を負い、FTSE 株式指数委員会の活動を監視する。

#### 10.2 FTSE 株式指数委員会(FTSE Equity Indices Committee)

10.2.1 FTSE 株式指数委員会 ( 旧 FTSE 世界指数ポリシー委員会 ) は、FTSE グローバル株式指数シリーズ運営管理のための基本ルール保持の責任を負う。基本ルールの変更、例外の承認は、ルール 8.1 で定められた場合にのみ許可される

10.2.2 FTSE 株式指数委員会は、FTSE 地域委員会による構成銘柄の選択および企業イベントの際に、一貫したアプローチがとられることを保証する。

10.2.3 FTSE 株式指数委員会はその責務を果たすため、または特定の問題に対し十分な検討を行うため、副委員会を設立することがある。

10.2.4 委員会は四半期に一度、また必要に応じて、会合を開く。

#### 10.3 FTSE 地域委員会(FTSE Regional Committees)

10.3.1 FTSE 株式指数委員会は、以下の 3 つの地域委員会を設立している。

- アメリカ
- 欧州、中東/アフリカ
- アジア/太平洋

10.3.2 地域委員会の目的は、FTSE グローバル株式指数シリーズの構成国の定期見直し ( 基本ルール 6 ) を行い、構成銘柄の変更と指数算出が基本ルールに則って行われることを保証することにある。

#### 10.4 FTSE グローバル分類委員会(FTSE Global Classification Committee)

10.4.1 FTSE グローバル分類委員会は、FTSE グローバル株式指数シリーズの構成銘柄の産業分類が FTSE グローバル分類システム(FTSE Global Classification System)に従って行われるよう責任を負う。FTSE グローバル分類システムの詳細及びその適用のための基本ルールは、FTSE から入手できる。( 基本ルールのセクション 11 「問合せ先」参照 )

## 管理責任 – 基本ルール 10

---

### 10.5 委員会のメンバー

- 10.5.1 FTSE は FTSE ポリシーグループの議長および副議長を任命し、FTSE ポリシーグループは FTSE 株式指数委員会の議長および副議長を任命する。また各委員会で議長が欠席の場合は、副議長が議長を務め、対外的に委員会を代表する。
- 10.5.2 委員会の会合期間外において、FTSE 株式指数委員会の議長と副議長は、委員会セクレタリーのアドバイスに従い基本ルールで承認され明示されている範囲で、FTSE グローバル株式指数シリーズの構成銘柄変更の承認を行う。
- 10.5.3 全ての委員会の権限については、FTSE から入手可能である。

### 10.6 FTSE ポリシーグループ、FTSE 株式指数委員会、FTSE 地域委員会のセクレタリー

- 10.6.1 FTSE ポリシーグループと FTSE 株式指数委員会のセクレタリーは FTSE によって任命され、FTSE ポリシーグループ、FTSE 株式指数委員会の仕事を補佐する。セクレタリーは FTSE 全世界指数の構成銘柄変更の記録を保持し、すべての構成銘柄変更の発表を適時行う。
- 10.6.2 セクレタリーは、以下の事項に対して責任を負う。
- 定期的な FTSE グローバル株式指数シリーズの定期見直しの遂行
  - 見定期的見直しで検討される企業の組入れや削除について、FTSE 地域委員会に提言（基本ルール 6 を参照）
- 10.6.3 定期見直し以外にも、セクレタリーは FTSE グローバル株式指数シリーズの構成銘柄の削除あるいは組入れについて、各 FTSE 地域委員会の委員長と副委員長の承認を求めることがある。
- 10.6.4 その場合、委員長あるいは副委員長（またはそれぞれの代理）のうちの誰かが必要と判断すれば、委員会の会合を開いて提案された構成銘柄の変更が適切であるかどうか検討することができる。
- 10.6.5 変更が承認された場合セクレタリーは、FTSE 地域委員会にできるだけ早く報告し、適時の構成銘柄変更発表に責任を負う。

### 10.7 FTSE

- 10.7.1 FTSE は FTSE グローバル株式指数シリーズの日々の運営に責任を負う。また構成銘柄すべての時価総額の記録を管理し、基本ルールに基づいて構成銘柄やウエイトを変更する。FTSE グローバル株式指数シリーズの国の定期見直しも行い、基本ルールで必要とされる構成銘柄の変更を行う。

## 管理責任 – 基本ルール 10

---

10.7.2 構成銘柄ウエイトの変更は、基本ルールに従って FTSE が行う。セクレタリーは新しいウエイト決定後、出来るだけ早く変更内容について FTSE 地域委員会に報告する。また FTSE は構成銘柄のウエイト変更の発表を行う。

### 10.8 基本ルールの位置付け

10.8.1 基本ルールは、発行時点で有効な FTSE グローバル株式指数シリーズ運営管理のポリシーと手法の手引きであり、FTSE 株式指数委員会により準備され承認されている。ただしこれらのポリシー、手法、その正確な適用は、変更や定期見直しの対象となる。

10.8.2 このガイドを公表する目的は、現在行われている FTSE グローバル株式指数シリーズの構築と発表に関する決定の根拠となる情報を提供することにある。

10.8.3 この手引書発行の目的、および指数に関するポリシーや手法の変更や定期見直しの可能性を考慮し、不注意によるものであれ、FTSE、The Institute of Actuaries、The Faculty of Actuaries、FTSE 株式指数委員会および FTSE 地域委員会のメンバー（またはこのガイドの準備や発行に関わるいかなる人物）が認めた結果であれ、下記の事項によって生じた損失、ダメージ、クレーム、金銭的損害に対しいかなる責任も負わない。

- 本手引書または FTSE 全世界指数シリーズまたは構成銘柄データへの依存
- 本手引書の誤りまたは不正確な点
- 本手引書に記載されているポリシー、手法の不適用、あるいは誤った適用
- FTSE 全世界指数シリーズまたは FTSE グローバル小型株式指数シリーズの構成銘柄のデータの集計や算出結果に関する誤りまたは不正確な点

## 問合せ先

---

詳細に関しては、visit [www.ftse.com](http://www.ftse.com) を参照するか、Eメール [marketing.info@ftse.com](mailto:marketing.info@ftse.com) あるいは下記でも可能。

### フランス

Client Services  
FTSE  
40 rue La Boétie  
75008 Paris  
FRANCE  
+33 (0) 1 53 76 82 88  
+33 (0) 1 53 76 82 71 (fax)

### ホンコン

Client Services  
FTSE  
Suite 609-612  
One International Finance Centre  
Hong Kong  
+852 2230 5800  
+852 2230 5804 (fax)  
In Singapore please ring +65 223 3738

### スペイン

Client Services  
FTSE  
Paseo de la Castellana 66,  
28046 Madrid,  
Spain  
**+34 (0) 91 411 37 87**

### アメリカ合衆国 (東海岸)

Client Services  
FTSE  
1330 Avenue of the Americas,  
10th Floor,  
New York,  
New York 10019  
+(1) 212 641 6160  
+(1) 212 641 6190 (fax)

### ドイツ

Client Services  
FTSE  
Nibelungenplatz 3  
60318 Frankfurt  
GERMANY  
+49 69 15685143  
+49 69 15976604 (fax)

### 日本

顧客サービス  
FTSE  
東京都千代田区内幸町 1-1-7  
大和生命ビル 21 F

### 日本

+81 3 3581 2811  
+81 3 3581 1423 (fax)

### 英国

Client Services  
FTSE  
Podium Floor  
St. Alphage House  
2 Fore Street  
London, EC2Y 5DA  
UK  
+44 (0) 20 7448 1810  
+44 (0) 20 7448 1804 (fax)

### アメリカ合衆国 (西海岸)

Client Services  
FTSE Americas Inc.  
251 Post Street,  
Suite 200,  
San Francisco, CA 94108  
USA  
+1 415 445 5660  
+1 415 445 5666 (fax)

## セクション 3 :付録

### 付録 A – 適格な市場と取引高のデータソース(1)

注意:データストリーム・インターナショナル株式会社、プライマーク・グループ、ロンドン証券取引所、FTSE、FTSE 株式指数委員会、その他のデータソースは、以下に示す情報またそこから派生する結果も含め、それが不正確であっても責任は負わない。

取引高を2重に計算している市場については、基本ルール 6.5 により、銘柄をスクリーニングする際調整が行われる。

#### 日本を除くアジア太平洋

国別	証券取引所場所	市場セクション	取引高データソース	注
オーストラリア	シドニー	オーストラリア証券取引所 (ASX) メインボード	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
中華人民共和国 (中国)	上海及び深川	公式市場	ロイター	シングル計算
中華人民共和国の特別 管理区域ホンコン (ホンコン)	ホンコン	総合メインマーケット	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
インド (共和国) インド	ムンバイ	公式市場 国営証券取引所	ロイター	
インドネシア (共和国) と東チモール (インドネシア)	ジャカルタ	メインボード	ロイター	シングル計算 - 売りサイドのみ
大韓民国 (韓国)	ソウル	公式市場 KOSDAQ	ロイター	シングル計算
マレーシア	クアラルンプール	メインボード セカンドボード	ロイター	シングル計算 - 売りサイドのみ
ニュージーランド	ウェリントン	ニュージーランド証券取引所 (NZSE) メインボード	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
パキスタン (イスラム 共和国) (パキスタン)	カラチ	公式市場	ロイター	
フィリッピン (共和国) (フィリッピン)	マニラ	メインボード	ロイター	シングル計算 - 売りサイドのみ
台湾 (中華民国)	台北	公式市場 OTC マーケット	ロイター	シングル計算

タイ ( 王国 ) (タイ)	バンコック	メインボード Foreign board ( 外国人専用ボード )	ロイター	シングル計算 - 売りサイドのみ
シンガポール ( 共和国 ) (シンガポール)	シンガポール	メインボード SESDAQ	プリマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ

## 付録 A – 適格な市場と取引高のデータソース(2)

### 欧州 (先進国)

国別	証券取引所場所	市場セクション	取引高データソース	注
オーストリア (共和国)	ウィーン	公式市場 (Amtliche Notierung)	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
ベルギー/ ルクセンブルグ	ブラッセル	第一市場 (Premier Marché).	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
	ルクセンブルグ	公式証券取引所 (Marché officiel de la Bourse de Luxembourg)		
デンマーク (王国) (デンマーク)	コペンハーゲン	オフィシャルリスト	プライマーク・データストリーム	シングル計算
フィンランド	ヘルシンキ	メインリスト	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
フランス (共和国) (フランス)	パリ (Le Marché National)	第一市場 (Premier Marché)	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
ドイツ (連邦共和国) (ドイツ)	Deutsche Börse (全ドイツ)	公式市場 (Amtlicher Handel)  規制市場 (Geregelter Markt)	プライマーク・データストリーム	シングル計算 売りサイドのみ計算 XETRA 取引もシングル計算
ギリシャ (共和国)	アテネ	主要市場 並行市場	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
アイルランド	ダブリン	フルリスト	他のソース	
イタリア (共和国) (イタリア)	ミラノ	オフィシャルリスト (Listino della Borsa)	プライマーク・データストリーム	二重計算
オランダ	アムステルダム	公式市場	プライマーク・データストリーム	シングル計算 売りサイドのみ
ノルウェー	オスロ	メインリスト	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
ポルトガル (共和国) (ポルトガル)	リスボン	公式相場の市場	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
スペイン (王国) (スペイン)	マドリッド	第一市場 (Primer Mercado)	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
スウェーデン	ストックホルム	A-リスト O-リスト	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
スイス (連邦) (スイス)	スイス証券取引所	主要市場	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
連合王国 (英国と北アイルランド) (英国)	ロンドン	オフィシャルリスト	ロンドン証券取引所	SETS での株式取引は全体の 75% に調整、また SEAQ での取引は 50% SETSmm anf に調整。

## 欧州 ( エマージング )

国別	証券取引場所	市場セクション	取引高データソース	注
チェコ共和国	ブラハ	メインマーケット、セカンダリマーケット	ロイター	シングル計算
ハンガリー ( 共和国 ) (ハンガリー)	ブタベスト	公式市場	ロイター	シングル計算
ポーランド	ワルシャワ	公式市場	ロイター	シングル計算
ロシア (連邦) (ロシア)	モスクワ	ロシア・トレーディング・システム	ロイター	シングル計算
トルコ ( 共和国 )	イスタンブール	公式市場	ロイター	シングル計算

## 付録 A – 適格な市場と取引高のデータソース(3)

### 日本

国別	証券取引所場所	市場セクション	取引高データソース	注
日本	東京	第一部、第二部	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
	大阪	第一部		

### 中南米

国別	証券取引所場所	市場セクション	取引高データソース	注
アルゼンチン (共和国) アルゼンチン	ブエノスアイレス	公式市場	ロイター	
ブラジル (連邦共和国) (ブラジル)	サンパウロ	オフィシャルリスト	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
	リオデジャネイロ	オフィシャルリスト		
チリ (共和国)	サンチャゴ	公式市場	ロイター	
コロンビア (共和国) (コロンビア)	ボゴタとメディリン	公式市場	ロイター	
メキシコ	メキシコシティ	キャピタルマーケット	プライマーク・データストリーム	シングル計算
ペルー (共和国)	リマ	公式市場	ロイター	シングル計算

### 中東・アフリカ

国別	証券取引所場所	市場セクション	取引高データソース	注
エジプト (アラブ共和国) (エジプト)	カイロ	主要市場	ロイター	シングル計算
イスラエル	テルアビブ	公式市場	ロイター	シングル計算
モロッコ (王国) (モロッコ)	カサブランカ	公式市場	ロイター	シングル計算
南アフリカ	ヨハネスブルグ	JSE	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ

### 北米

国別	証券取引所場所	市場セクション	取引高データソース	注
カナダ	トロント	オフィシャルリスト	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ
アメリカ合衆国 (合衆国)	ニューヨーク	アメリカ証券取引所(AMEX) NASDAQ ナショナル・マーケット・システム ニューヨーク証券取引所	プライマーク・データストリーム	シングル計算 - 売りサイドのみ

## 付録 B – FTSE グローバル株式指数シリーズに含まれる証券クラス (1)

### アジア/太平洋

国別	クラス	訳語	略語
オーストラリア	Ordinary Preferred	普通株 優先株	-
中国		B 株式 H 株式 (ホンコンで取引)	
ホンコン	Ordinary A & B	普通株	-
インド		株式	
インドネシア	Ordinary	普通株	
韓国	Ordinary Preference	普通株 優先株	-
マレーシア	Ordinary	普通株	-
ニュージーランド	Ordinary Preferred	普通株 優先株	- PREF
パキスタン	Ordinary	普通株	
フィリッピン	Ordinary	普通株	
シンガポール	Ordinary	普通株	-
台湾	Ordinary	普通株	-
タイ	Ordinary Preferred	普通株 優先株	- PREF

### 欧州 (先進国)

国別	クラス	訳語	略語
オーストリア	Namensaktie Inhaberaktie Partizipationsschein Vorzugsaktie	登録普通株 無記名普通株 参加証券 優先株	- BR PC PREF
ベルギー/ ルクセンブルグ	Ordinaire Action AFV	普通株 税優遇株	- AFV & VVPR
デンマーク	"A" aktie "B" aktie	制限議決権付き普通株または議決権なし	- / A B
フィンランド	Vapaa Osakkeet Etuoikeutetut vapaa osakkeet	議決権付き普通株  制限議決権付きまたはなし普通株	- / A B or K
フランス	Action Action a` dividende prioritaire Certificat d'Investissement Titre participatif	普通株 優先株 投資証券 参加証券	- PREF CI CIP
ドイツ	Stammaktie Vorzugsaktie Inhaberaktie Namensaktie	普通株 優先株 無記名 登録普通株	- PREF BR REGD

ギリシャ	Κοινή Ονομαστική Κοινή Ονομαστική Κοινή Ανώνυμη Προνομιοχόζ Ονομαστική Προνομιοχόζ Ανώνυμη Προνομιοχόζ Άνευ Ψήφων Ονομαστική Προνομιοχόζ Μετα Ψήφων Ονομαστική	普通株 登録株 登録普通株 無記名普通株 登録優先株 無記名優先株 登録議決権なし優先株 登録議決権付き優先株	C R CR CB PR PB PNVR PWVR
アイルランド	Ordinary Preference	普通株 優先株	- PREF
イタリア	Azione Azione di Risparmio Azione privilegiate	普通株 貯蓄 (CNV/Non-CNV) 優先株	- SVGS PREF
オランダ	Aandeel op naam Certificaten Aandeelaantoonder	登録株 預託証券 無記名株	- DEP REC BR
ノールウェー	"A" aksje "B" aksje	議決権付き普通株 制限議決権付きまたは議決権なし普通株	- / A B
ポルトガル	Acções ordinárias Acções preferenciais Acções registadas	無記名株 優先株 登録株	- PREF REG

## 付録 B – FTSE グローバル株式指数シリーズに含まれる証券クラス (2)

### 欧州 (先進国) (続き)

国別	クラス	訳語	略語
スペイン	Acciones nominativas Acciones al portador Acciones Preferentes	登録普通株 無記名普通株 優先株	- BR PREF
スウェーデン	"A" aktie "B" aktie "C" aktie	議決権付き普通株 制限議決権付きまたは議決権なし普通株	- / A B C
スイス	Namensaktie Inhaberaktie Partizipationsschein Genusschein	登録株 無記名株 参加証券 利潤証券	REG BR PC GEN
英国	Ordinary	普通株	-

### 欧州 (エマージング)

国別	クラス	訳語	略語
チェコ共和国		株式	
ハンガリー		普通株	
ポーランド		普通株	
ロシア		普通株 優先株	
トルコ		株式 無記名株	

### 日本

国別	クラス	訳語	略語
日本	Common	普通株	-

### 中南米

国別	クラス	訳語	略語
アルゼンチン		普通株 優先株	
ブラジル	Ordinary Preferred	普通株 優先株	
チリ		株式	
コロンビア		普通株 優先株	
メキシコ	Ordinary	普通株	-
ペルー		普通株	

### 中東・アフリカ

国別	クラス	訳語	略語
エジプト		普通株	
イスラエル		株式	
モロッコ		普通株	

南アフリカ	Ordinary	普通株	-
-------	----------	-----	---

## 北米

国別	クラス	訳語	略語
カナダ	Common	普通株	-
アメリカ合衆国	Common	普通株	-

注部分払いの株式も含まれる（基本ルール 6.7.2 参照）

## 付録 C – 配当の取扱い

権利落ち日 (ex dates) の配当金は、FTSE グローバル株式指数シリーズのトータルリターン指数を算出するのに使用する。すべての配当金は、以下の表のように、申告に対して適用される。

地域	国	グロス/ ネット (源泉徴収課税)
日本を除くアジア太平洋	オーストラリア (i)	ネット
	中国	グロス
	ホンコン	グロス
	インド	グロス
	インドネシア	グロス
	韓国	グロス
	マレーシア (ii)	ネット
	ニュージーランド (ii)	ネット
	パキスタン	グロス
	フィリピン	グロス
	シンガポール (ii)	ネット
	台湾	グロス
	タイ	グロス
	欧州 (先進国)	オーストリア
ベルギー		グロス
デンマーク		グロス
フィンランド		グロス
フランス		グロス
ドイツ		グロス
ギリシャ		グロス
アイルランド		グロス
イタリア		グロス
ルクセンブルグ		グロス
オランダ		グロス
ノールウェー		グロス
ポルトガル		グロス
スペイン		グロス
スウェーデン		グロス
スイス		グロス
英国 (iii)	ネット	
欧州 (エマージング)	チェコ共和国	グロス
	ハンガリー	グロス
	ポーランド	グロス
	ロシア	グロス
	トルコ	グロス
日本	日本	グロス
中南米	アルゼンチン	グロス

- (i) オーストラリア 課税後の利益から支払われる配当については、企業が課税されていることから国内投資家への課税はない。ただし、海外の投資家はこの課税控除の対象ではない。以上から FTSE グローバル株式指数シリーズでは、部分的あるいは全体の課税控除分は考慮せず、ネット配当数値を適用する。なお、課税控除の対象ではない配当については源泉徴収税率が適用され、その場合源泉分を含みグロス配当が適用される。
- (ii) マレーシア、ニュージーランド、およびシンガポールの配当は税引きで申告。
- (iii) イギリスでの配当は、投資家は一般に 10%の税控除を要求できないので、ネットで申告される。

FTSE は本付録の内容が常に最新の正確な情報であるように最大の努力を払っている。しかしながら、源泉徴収率の頻繁な変更により、FTSE は本付録の情報に関するエラーの責任を負わない。本件に関しての詳細は FTSE に問合せください。

	ブラジル	グロス
	チリ	グロス
	コロンビア	グロス
	メキシコ	グロス
	ペルー	グロス
<b>北米</b>	カナダ	グロス
	アメリカ合衆国	グロス
<b>中東・アフリカ</b>	エジプト	グロス
	イスラエル	グロス
	モロッコ	グロス
	南アフリカ	グロス

## 付録 D – 外国為替レート

---

FTSE グローバル株式指数シリーズの算出には、WM Company で集計された WM/Reuters クロージング・スポット・レートが利用される。これは主要な金融市場関係者との協議において開発されたサービスで、指数算出、投資マネジメント、ポートフォリオ評価に必要な外国為替レートの基準を日々設定する。

ロンドン時間の 16 時前後の狭い時間帯のなかで、対米ドル 112 通貨の代表的な売りと買いのレートが、銀行や外国為替ディーラーなどから集められたレートを集計して選択される。なお異常とみられるデータは除外され、各通貨について中位のレートが選ばれる。

レートの集計時点としてロンドン時間の 16 時が選ばれているのは、欧州各国から多くのデータがロイター システムに送られてくる時間であり、ロンドンとニューヨークの外国為替市場における取引ピーク時のデータを反映できるからである。レートは世界規模で集められたデータを集計しているため、世界のどのタイムゾーンの評価にも適している。なお WM/ロイター クロージング・スポット・レートが WM Company から発表されない場合は、前日のレートが FTSE グローバル株式指数シリーズの算出に使用される。

主な FTSE 全世界指数シリーズは 1986 年 12 月 31 日の指数を 100 としている。このため指数をいずれの通貨で示す場合も、1986 年 12 月 31 日とデータが必要な日との間の対米ドル為替レートの変化から算出が可能である。

基準となる 1986 年 12 月 31 日の各通貨対米ドル為替レートは、算出方法ガイドに含まれており、FTSE から入手可能である。

WM/ロイター クロージング・スポット・レート\_サービスに関する詳細は以下に問い合わせ可能。WM Company, World Markets House, Crewe Toll, Edinburgh, EH4 2PY. Tel: ++ 44 (0) 131 315 2000.

## 付録 E – 算出に利用する終値(1)

為替の終値はすべてロイター から得ている。

FTSE グローバル株式指数シリーズに利用する米州市場の価格は、21 時 10 分 ( 英国時間 ) に報告されるロイター クロージング・ プライスである。なお、米州の終値の算出と報告の方式では、公式の終値は翌朝まで入手が不可能な場合がある。

詳しい時間は、記述のある場合を除いて現地時間。

### 日本を除くアジア太平洋

国	使用されるプライス
オーストラリア	オークションプライス (オフィシャルクローズ)
中国	15:00 時の最終取引
ホンコン	ノミナルプライス (オフィシャルクローズ)
インド	最終取引プライスは 15:30 時。注記:インドの構成銘柄はインドの国営証券取引所からのプライスで与えられる。既存の構成銘柄で、国営証券取引所の相場のないものは、ムンバイ証券取引所から以前どおり与えられる。
インドネシア	16:00 のジャカルタ証券取引所クロージングプライス
マレーシア	17:00 の最終取引
ニュージーランド	最終取引 ( オフィシャルクローズ )
パキスタン	16:30 の最終取引プライス
フィリッピン	12:00 の最終取引プライス
シンガポール	オークションプライス (オフィシャルクローズ)
韓国	15:00 の最終取引プライス
台湾	13:30 の最終取引プライス
タイ	17:00 の最終取引

### 欧州 ( 先進国 )

国	使用されるプライス
オーストリア	17:30 の Wiener Boerse オークションプライス
ベルギー/ ルクセンブルグ	17:30 のブリュッセル証券取引所最終取引。15:00 のルクセンブルグ証券取引所クロージングプライス 注記:ルクセンブルグ構成銘柄の価格は、ブリュッセル証券 取引所が得られる場合もある
デンマーク	17:00 のコペンハーゲン証券取引所クロージングプライス
フィンランド	17:30 のヘルシンキ最終取引プライス
フランス	17:35 のクロージングオークション
ドイツ	XETRA クロージングオークションプライス 注記:XETRA の最終取引プライスは、クロージングオークションに参加しない株式に使用される。
ギリシャ	16:15 のアテネのオフィシャルクローズプライス
アイルランド	17:15 の最終取引プライス

イタリア	17:35 - 17:40 のイタリア証券取引所クロージングオークション
オランダ	17:40 の AEX クロージングオークション
ノールウェー	16:00 - 16:10 のクロージングオークションプライス
ポルトガル	16:30 の最終取引
スペイン	17:35 のマドリードオークションプライス
スウェーデン	17:30 のストックホルムのクロージングプライス
スイス	virt-x の 17.30 のオフィシャルクローズ または、 場合により SWX オークションプライス
英国	ロンドン証券取引所のオフィシャル・クロージングプライス

### 欧州 ( エマージング )

国	使用されるプライス
チェコ共和国	16:00 の最終取引
ハンガリー	16:30 の最終取引プライス
ポーランド	16:00 の最終取引プライス
ロシア	17:15 の最終取引
トルコ	16:00 の最終取引

## 付録 E – 算出に利用する終値(2)

### 日本

国	使用されるプライス
日本	最終取引 ( オフィシャルクローズ )

### 中南米

国	使用されるプライス
アルゼンチン	プライスはロイターズより 21:10 ( 英国時間 ) にダウンロード
ブラジル	プライスはロイターズより 21:10 ( 英国時間 ) にダウンロード
チリ	プライスはロイターズより 21:10 ( 英国時間 ) にダウンロード
コロンビア	プライスはロイターズより 21:10 ( 英国時間 ) にダウンロード
メキシコ	プライスはロイターズより 21:10 ( 英国時間 ) にダウンロード
ペルー	プライスはロイターズより 21:10 ( 英国時間 ) にダウンロード

### 中東・ アフリカ

国	使用されるプライス
エジプト	最終取引プライスは 15:30 時。
イスラエル	17:00 の最終取引プライス
モロッコ	14:00 の最終取引プライス
南アフリカ	ヨハネスバーグ証券取引所ルーリングプライス

### 北米

国	使用されるプライス
カナダ	TSE クローズプライス
アメリカ合衆国	プライスはロイターズより 21:10 ( 英国時間 ) にダウンロード NASDAQ、AMEX 及びニューヨーク証券取引所はオフィシャルクローズを数時間後まで公表しない、従って指数に使用されるプライスはオフィシャルクローズと一致しない場合がある。もしダウンロードプライスがその結果キャンセルされた場合、キャンセルプライスが指数算出に保持される。

FTSE は本付録の内容が常に最新の正確な情報であるように最大の努力を払っている。しかしながら、クローリング時間の頻繁な変更、世界の証券取引所の多岐に渡る分類等により、FTSE は本付録の情報に関するエラーの責任を負わない。本情報に関する質問・ご意見は FTSE まで。問合せ先の詳細は本書セクション 2 に記載。

## 付録 F – 国及び地域の指数

### FTSE グローバル株式指数シリーズの国々

アルゼンチン	フィンランド	韓国	ロシア
オーストラリア	フランス	マレーシア	シンガポール
オーストリア	ドイツ	メキシコ	南アフリカ
ベルギー/ルクセンブルグ	ギリシャ	モロッコ	スペイン
ブラジル	ホンコン	オランダ	スウェーデン
カナダ	ハンガリー	ニュージーランド	スイス
チリ	インド	ノルウェー	台湾
中国	インドネシア	パキスタン	タイ
コロンビア	アイルランド	ペルー	トルコ
チェコ共和国	イスラエル	フィリピン	英国
デンマーク	イタリア	ポーランド	アメリカ合衆国
エジプト	日本	ポルトガル	

### FTSE 全世界指数シリーズ

FTSE 全世界アメリカ指数	FTSE 全世界アジア太平洋指数	FTSE 先進国日本を除くアジア太平洋指数
FTSE 全世界アセアン指数	FTSE 全世界日本を除くアジア太平洋指数	FTSE 先進国欧州・アジア太平洋指数
FTSE 全世界東ヨーロッパ指数	FTSE 全世界日本・インド・パキスタンを除くアジア太平洋指数	FTSE 先進国日本を除く指数
FTSE 全世界ヨーロッパ・アジア太平洋指数	FTSE 全世界日本・オーストラリア・ニュージーランドを除くアジア太平洋指数	FTSE 先進国ユーロブロックを除く指数
FTSE 全世界ヨーロッパ指数	FTSE 全世界日本・インド・パキスタン・オーストラリア・ニュージーランドを除くアジア太平洋指数	FTSE 先進国イギリスを除く指数
FTSE 全世界イギリスを除くヨーロッパ指数	FTSE 準先進国エマージング指数	FTSE エマージング指数
FTSE 全世界ユーロブロック指数	FTSE 全エマージング指数	FTSE 全世界南アフリカを除く指数
FTSE 全世界ユーロブロックを除くヨーロッパ指数	FTSE 全エマージング・アジア太平洋指数	FTSE 全世界アメリカを除く指数
FTSE 全世界ユーロブロック・イギリスを除くヨーロッパ指数	FTSE 全エマージング・ヨーロッパ指数	FTSE 全世界イギリスを除くヨーロッパ指数
FTSE 全世界大中国指数	FTSE 全エマージング・ラテンアメリカ指数	FTSE 全世界日本を除く指数
FTSE 全世界ラテンアメリカ指数	FTSE 先進国指数	FTSE 全世界ユーロブロックを除く指数
FTSE 全世界中東 & アフリカ指数	FTSE アメリカを除く先進国	FTSE グローバル株式指数シリーズ
FTSE 全世界ノルディック指数	FTSE 北アメリカを除く先進国	FTSE 全世界北アメリカ指数
FTSE 先進国アジア太平洋指数	FTSE 先進国ヨーロッパ	FTSE イギリスを除く先進国ヨーロッパ
FTSE 世界アメリカ指数	FTSE 世界ユーロブロック指数	FTSE 世界南アフリカを除く指数
FTSE 世界ヨーロッパ・アジア太平洋指数	FTSE 世界ユーロブロックを除くヨーロッパ指数	FTSE 世界アメリカを除く指数
FTSE 世界ヨーロッパ指数	FTSE 世界ユーロブロック・イギリスを除くヨーロッパ指数	FTSE 世界イギリスを除く指数
FTSE 世界イギリスを除くヨーロッパ	FTSE 世界ノルディック指数	FTSE 世界日本を除く指数

北京・フランクフルト・ホンコン・ロンドン・マドリッド・ニューヨーク・パリ・サンフランシスコ・東京

指数

FTSE 世界ドイツを除くヨーロッパ指数

FTSE 世界北アメリカ指数

FTSE 世界ユーロブロックを除く指数

FTSE 世界スウェーデンを除くヨーロッパ指数

FTSE 世界アジア太平洋指数

FTSE 世界指数

FTSE 世界スイスを除くヨーロッパ指数

FTSE 世界日本を除くアジア太平洋指数

## 付録 G – 組み入れまたは削除された国

FTSE グローバル株式指数シリーズに組み入れられた国、削除された国とそれらの日付

組み入れられた国

1985年12月31日 元の23ヶ国	1988年1月1日	2000年3月30日
オーストラリア	フィンランド	ルクセンブルグ*
オーストリア		アルゼンチン
ベルギー	1994年11月1日	チリ
カナダ	ブラジル	中国
デンマーク	タイ	コロンビア
フランス		チェコ共和国
ドイツ(西ドイツ)	1996年7月1日	エジプト
ホンコン	インドネシア	ハンガリー
アイルランド	フィリッピン	インド
イタリア		イスラエル
日本	1994年11月1日	韓国
マレーシア	ブラジル	マレーシア†
メキシコ	タイ	モロッコ
オランダ		パキスタン
ニュージーランド	1998年5月1日	ペルー
ノールウェー	ギリシャ	ポーランド
シンガポール	ポルトガル	ロシア
南アフリカ		台湾
スペイン		トルコ
スウェーデン		ベネズエラ**
スイス		
英国		
アメリカ合衆国		

\* ベルギー / ルクセンブルグ国指数を作成のため追加

† マレーシアは 1998 年 10 月 1 日、FTSE 世界指数の構成銘柄から削除され、2000 年 6 月 30 日に FTSE 全世界指数に再組み込まれている。

\*\* ベネズエラは、2003 年 6 月 30 日の取引終了後に、ゼロ価値で指数から削除。

## 付録 H- 算出スケジュール

### 1.0 通常のスケジュール

- 1.1 指数シリーズは、日々ロンドン時間 21:30-22:00、北米の株式市場の終了後に算出される。シリーズ内のそれぞれの指数はリアルタイムベースで算出される。以下を参照。
- 1.2 指数シリーズは、構成市場がひとつでも開いていれば平日は毎日算出される。ただし、1月1日などには発表されないこともある。また、土曜日に開いている市場に合わせて別途算出を行うことはない。
- 1.3 FTSE グローバル株式指数シリーズの表は、翌日の Financial Times に日々掲載される。最初の版では、予測に基づいた算出が掲載される場合がある

### 2.0 サマータイム

サマータイムの実施、終了時には、Financial Times に掲載される FTSE グローバル株式指数シリーズの日付が通常より前後することがある。

### 3.0 リアルタイム指数

以下の指数は、表の時間においてリアルタイムで算出される。終値は、WM/ロイター・スポットレート™ ( イギリス時間 16.00 ) を使用して、為替レートを構成銘柄のクローズプライスに適用後に公表される。

指数	算出時間帯*
FTSE グローバル LMS 指数	00:30 ~ 21:10
FTSE グローバル・アメリカを除く LMS 指数	00:30 ~ 21:10
FTSE グローバル・イギリスを除く LMS 指数	00:30 ~ 21:10
FTSE グローバル・日本を除く LMS 指数	00:30 ~ 21:10
FTSE グローバル・南アフリカを除く LMS 指数	00:30 ~ 21:10
FTSE 世界アジア太平洋 LMS 指数	00:30 ~ 13:30
FTSE 世界・日本を除くアジア太平洋 LMS 指数	00:30 ~ 13:30
FTSE 世界・日本・インド・パキスタンを除くアジア太平洋 LMS 指数	00:30 ~ 11:00
FTSE 世界・日本・インド・パキスタン・オーストラリア・ニュージーランドを除くアジア太平洋 LMS 指数	00:30 ~ 11:00
FTSE 大中国 LMS 指数	00:30 ~ 09:15
FTSE ヨーロッパ LMS 指数	08:00 ~ 16:30
FTSE ヨーロッパ・イギリスを除く LMS 指数	08:00 ~ 16:30
FTSE ヨーロッパ・ユーロブロックを除く LMS 指数	08:00 ~ 16:30
FTSE ユーロブロック LMS 指数	08:00 ~ 16:30
FTSE 先進国 LMS 指数	00:30 ~ 21:10
FTSE 先進国・アメリカを除く LMS 指数	00:30 ~ 16:30
FTSE 先進国・北アメリカを除く LMS 指数	00:30 ~ 19:00
FTSE 先進国・イギリスを除く LMS 指数	00:30 ~ 21:10
FTSE 先進国日本を除く LMS 指数	00:30 ~ 21:10
FTSE 先進ヨーロッパ LMS 指数	08:00 ~ 16:30
FTSE 先進ヨーロッパ・イギリスを除く LMS 指数	08:00 ~ 16:30
FTSE 日本 LMS 指数	00:30 ~ 13:30
FTSE 全エマージング LMS 指数	00:30 ~ 21:10

FTSE 全エマージング・ラテンアメリカ LMS 指数	14:30 ~ 21:10
FTSE 全エマージング・アジア・パシフィック LMS 指数	00:30 ~ 13:30
FTSE 準先進国エマージング LMS 指数	00:30 ~ 21:10
FTSE エマージング LMS 指数	01:00 ~ 21:10

\*注記:すべて、イギリス時間

## 付録 J－見直しスケジュール

以下、指数シリーズの地域別見直しスケジュール表であるこのスケジュールの変更は、四半期の委員会  
会合後に公表される。

### 3月

日本を除くアジア・パシフィック
オーストラリア
中国
ホンコン
インド
インドネシア
マレーシア
ニュージーランド
パキスタン
フィリッピン
シンガポール
韓国
台湾
タイ

### 6月

中南米
アルゼンチン
ブラジル
チリ
コロンビア
メキシコ
ペルー
欧州 (エマージング)
トルコ
チェコ共和国
ハンガリー
ポーランド
ロシア
中東・アフリカ
エジプト
イスラエル

モロッコ
南アフリカ

### 9月

日本
日本
欧州 (先進国)
英国
オーストリア
ベルギー/ルクセンブルグ
フィンランド
フランス
ドイツ
デンマーク
ギリシャ
アイルランド
イタリア
オランダ
ノールウェー
ポルトガル
スペイン
スウェーデン
スイス

### 12月

北米
カナダ
アメリカ合衆国

\* 例外的に、2003年は、これらの見直しは6月に実施された。

## 付録 K- 株式ユニットの取扱い

---

### 1 株式ユニットの定義

- 1.1 本基本ルールにおいて、株式ユニットは以下を意味する。

*株式ユニットとは、2社の株式を組み合わせてひとつのユニットというかたちを取るものであり、取引はユニット単位で行われる。株価もユニットに対してのみ定められ、各社ごとのものはない。*

- 1.2 ユニットが3社以上、あるいは3証券ライン（うち少なくとも1つは適格）以上で構成される場合においても、FTSE 地域委員会は基本ルールで定められた基準を適用し、適格企業および適格証券のウェイトを決定する。

### 2 適格企業の組み入れとウェイト

- 2.1 発行している株式が指数構成銘柄として適格な企業が、ユニットに含まれ、その一部として取引されている場合でも、その企業は FTSE グローバル株式指数シリーズの構成銘柄となり得る。
- 2.2 FTSE 地域委員会は以下のようにユニットを評価し、適格企業が指数に組み入れられる際のウェイトを決定する。

#### 基準 A

*適格企業の収益や配当のフローがユニット内の他企業の株式資本構造とほぼ同様な場合、適格企業のすべての上場株式はウェイト算出の際に考慮される。*

基準Aの判断を行う場合、ユニット内での配当の分配や収益の配分について、定款あるいはその他文書で明記されなくてはならない。またユニット株式保有者はユニット内のどの企業から配当を受けるか選択はできない。

#### 基準 B

*適格企業が基準Aに該当しない場合、FTSE 地域委員会は、以下の項目を考慮して時価総額を算出し、適格企業のウェイトを決定する。*

- ユニットの構成する適格および不適格企業それぞれについての、株主の企業資産に対する権利（包括的権利であるか、場合によって無形資産が含まれるかなど）

### 3 組み入れと削除

- 3.1 基準Bの項目を検討後、FTSE 地域委員会が適格企業のユニットに占める割合が非常に小さく指数構成銘柄として不適切と判断した場合、その企業は指数には組み入れられない。
- 3.2 同様に、適格企業がユニット全体を代表すると FTSE 地域委員会が判断した場合、ユニットの総ウェイトが指数に組み込まれることになる。なお、適格企業のウェイトは会計監査報告が公表された後、毎年見直される。

### 4 会計基準

- 4.1 ユニットの構成企業にはすべて一般的、国際的に承認された会計基準適用され、各社個別に監査が行われなければならない。これに該当しない企業は基準Bで不適格とされる。

## 付録 L- トラッキング・ストックの扱い

---

### 1 トラッキング・ストックの定義

- 1.1 親会社が発行する、特定事業部門、子会社などの資産をトラックする株式は、一般にトラッキング・ストックと呼ばれる。
- 1.2 トラッキング・ストックは以下の項目を検討し、個々のストックの適格性を決定する基本ルールの条件（基本ルール、セクション6参照）を満たす場合、指数に組み入れられる。
- トラッキング・ストックは上述の 6.7.2 に示されている親会社株式の複数ラインの一部としてではなく、特定事業部門に帰属する別個のラインの株式と見なされる。また事業部門は、発行株数、浮動株、業種分類を判断する目的から、別個の会社として扱われる。
  - FTSE で、時価総額またはその他関連する変数の評価を行う際に用いられるトラッキング・ストックの発行株数は、発行されたトラッキング・ストックとまだ株式化されていない親会社の所有権を株式換算した株数の合計となる。
  - トラッキング・ストックの浮動株比率は、帰属する発行株数の合計をもとに、他の株式の浮動株比率と同様に決定される（基本ルール、セクション6.7.1参照）。
  - 事業部門に帰属する株数と浮動株比率の判断基準例を以下に示す。

**例 1:**親会社はトラック株 100 株を発行する。これは事業部門に対する権利の 20%に相当する。また残りの 80%は親会社が保有するものの、この権利に相当する株式は正式に発行されていない。

合法的に発行されたトラッキング・ストック数 = 100  
部門に帰属する株式総数 =  $100/0.2 = 500$   
浮動株比率 20% (100/500).

**例 2:**親会社はトラック株 100 株を発行する。これは事業部門に対する権利の 20%に相当し、うち 50 株は一般向け、残り 50 株は戦略的な保有目的向けとする。また残りの 80%は親会社が保有するものの、この権利に相当する株式は正式に発行されていない。

合法的に発行されたトラッキング・ストック数 = 100  
部門に帰属する株式総数 =  $100/0.2 = 500$   
浮動株比率 10% (50/500).

### JE 20/06/03

© 2003 FTSE インターナショナル株式会社 ("FTSE"). All rights reserved. 全所有権保有

All rights reserved. 全所有権保有本文書に記載の内容は、事前の FTSE の文書による許可なく、一部あるいは全部の複製、情報検索システムへの保存、電子・用紙印刷・機械式・コピー・記録を問わずあらゆる方法、形式、による転送を禁止する。

FTSE グローバル分類システムは FTSE が所有し管理している。© FTSE All rights reserved. 全所有権保有

"FTSE™" and "Footsie®" は、ロンドン証券取引所 plc 及び The Financial Times に帰属する登録商標で、ライセンスを得て FTSE が使用している。

北京・フランクフルト・ホンコン・ロンドン・マドリッド・ニューヨーク・パリ・サンフランシスコ・東京